

令和８年度徳島県公立小・中学校暫定再任用教職員(教諭等)選考審査要綱

1 対象者

次の(1)(2)(3)のいずれかの要件を満たす者

- (1)徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和３６年４月２日から昭和３９年４月１日までの者）のうち、定年退職した者。
- (2)徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和３６年４月２日から昭和３９年４月１日までの者）のうち、現在暫定再任用中の者、定年前提任短時間勤務任期満了の者、又は、２５年以上勤続して令和３年４月１日以降に退職した者。
- (3)徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和３９年４月２日から昭和４１年４月１日までの者）のうち、２５年以上勤続して令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの間に退職した者。

2 再任用期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日（１年間）

3 再任用する職

従前就いていた職を考慮し、教諭、養護教諭、栄養教諭、又は主任（事務職員、栄養職員）のいずれかの職に任用する。

4 勤務時間

令和７年度の再任用教職員については、次のア～キの勤務とする。なお、配置先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ア 週２３時間１５分（週３日） | イ 週１９時間１０分（週２.５日） |
| ウ 週１９時間１０分（週５日） | エ 週１５時間３０分（週２日） |
| オ 週２８時間４５分（週５日） | カ 週３１時間００分（週４日） |
| キ 週３８時間４５分（週５日） | |

※主任（事務職員、栄養職員）の勤務形態は、オ・カのみです。

その他の教職員の勤務形態は、ア・イ・ウ・エ・キのいずれかになります。

5 申込手続

(1) 受付期間

令和７年１０月３１日(金) から令和７年１１月１４日(金)まで（教職員課締切）

(2) 提出先

- ①現在徳島県内の公立小中学校に所属している者は、校長及び市町村教育委員会を經由して、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。
- ②県立中学校・中等教育学校に所属している者は、校長を通じて、徳島県教育委員会教職

員課小中学校人事担当へ提出する。

- ③上記受付期間に学校現場で勤務していない者については、直接、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。

(3) 提出書類

- ① 令和8年度徳島県公立小・中学校再任用教職員選考審査申込書（様式第1号）
 - ② 健康診断書(令和7年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し)
- なお、健康診断が未実施の場合は、結果が手に入り次第送付すること。

6 審査日程

令和7年12月15日（月）、16日（火）、17日（水）
（出願者に対して後日、連絡する。）

7 審査方法

- (1) 従前の勤務成績、健康診断、及び面接により総合的に審査する。
- (2) 無年金となる定年退職者を優先的に任用する。

8 審査結果及び配置について

審査結果については、1月下旬に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮する。

9 その他

この選考審査の手続等についての問い合わせ先は、次のとおり。

徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当 （電話 088-621-3131）